

公益財団法人マニー松谷医療奨学財団 定款

定款（20250624 評議員会改定）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、医療の発展と充実のためには医療を支える人材が重要であることにかんがみ、栃木県にゆかりのある医療を目指す学生に対し奨学援助を行い、世界の医療の発展と充実に寄与する有用な人材を育成し、世界の人々の幸福に貢献することを目的とする。（ここでは、大学院生・大学生・専門学校生等を学生と称する。）

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生に対する奨学金の給付
- (2) 奨学金受給者及び元受給者との交流事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、栃木県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

（財産の種類別）

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものと

する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は除外する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

（剰余金の不分配）

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（事業年度）

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時評議員会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(評議員長)

第12条 評議員長は、評議員会において選定する。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 15 条 評議員に対して、退職金以外の各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 16 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（評議員会議長）

第 20 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長に支障がある場合は、出席した評議員の中から議長を選ぶものとする。

（決議）

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事を選任する議案を決議するに際しては、毎事業年度における収益の額、費用及び損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事のうち 1 人以上が、当該法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任の前 10 年間当該法人の業務執行理事または使用人であったことがない

者その他これに準ずる者（設立者等）であることとする。

- 5 監事を選任する議案を決議するに際しては、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、監事のうち1人以上）が、その就任の前10年間当該法人の業務執行理事または使用人であったことがない者その他これに準ずる者（設立者等）であることとする。

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長とその会議に出席した評議員から選出された者1名が、記名押印する。

第6章 役員

（役員の設置）

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他の特殊の関係を有しないこと。
- 5 監事が複数人いる場合は、各監事について、当該監事と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係であるものを含む。）にある監事の合計数が、監事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 各理事について、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）と特別利害関係を有する者であってはならない。
- 8 毎事業年度における収益の額、費用及び損失の額等に関する一定の基準に達する場合は、理事

のうち 1 人以上が、当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任前 10 年間当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者（設立者等）であること。

- 9 監事（監事が 2 人以上ある場合にあっては、監事のうち 1 人以上）が、その就任の前 10 年間当該法人又はその子法人の理事又は使用人であったことがない者その他これに準ずる者であること。

（理事の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で年 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(理事の責任の一部免除)

第 30 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(監事の責任の一部免除)

第 31 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(責任限定契約)

第 32 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 115 条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会議長)

第 35 条の 2 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事に支障があるときは、出席した理事の決議により他の理事がこれにあたる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意を得ることを必要とすること。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会の設置及び構成)

第 38 条 この法人には第 4 条の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、全ての選考委員をもって構成する。

(選考委員会の運営)

第 39 条 選考委員会は、理事会において別に定める選考委員会規程に基づいて運営する。

(選考委員)

第 40 条 この法人に選考委員 3 名以上 7 名以内を置く。

2 選考委員は、有識者のうちから、理事会で選出し、代表理事が委嘱する。

3 選考委員には、この法人の役員及び評議員が過半数含まれることになってはならない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告及び情報公開等

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、官報により行う。

(情報公開等)

第 46 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

(個人情報の保護)

第 47 条 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 附則

設立時附則

(設立時施行日)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立時評議員)

- 2 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

松谷 正光、進村 武男、黒内 和男

(設立時役員)

- 3 この法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

(1)設立時理事

松谷 貴司、田嶋 進、赤塚 茂

(2)設立時代表理事

松谷 貴司

(3)設立時監事

三浦 宏

(最初の事業計画等)

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 5 この法人の最初の事業年度は、第 8 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(設立者)

- 6 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

氏名： 松谷 貴司

拠出財産及びその価額：現金 1,250,000 円

氏名： 松谷 正光

拠出財産及びその価額：現金 1,000,000 円

氏名： 松谷 正明

拠出財産及びその価額：現金 750,000 円

(設立時事務所)

7 この法人の設立時の事務所は、栃木県宇都宮市清原工業団地 8 番 3 マニー株式会社本社内に置く。

設立後の改定による附則

(2020 年 (令和 2 年) 8 月 11 日公益認定による名称変更)

1 この定款の変更は、2020 年 (令和 2 年) 8 月 11 日から施行する。

(2021 年 (令和 3 年) 6 月 25 日評議員会決議)

2 この定款の変更は、2021 年 (令和 3 年) 6 月 25 日から施行する。

(2025 年 (令和 7 年) 6 月 24 日評議員会決議)

3 この定款の改定は、2025 年 (令和 7 年) 6 月 24 日から施行する。

①新公益認定制度対応による改定 (9 条、10 条、旧 11 条 (公益目的取得財産残額の算定) 削除、17 条、21 条、24 条)、②第 3 条で目的の文言修正、③第 4 条で事業の一部修正、④第 12 条、第 20 条で評議員長及び評議員会議長の選定を追加、⑤第 15 条で退職金以外を追加、⑥第 23 条(2)監事の人数を修正、⑦第 35 条の 2 に理事会議長選任追加、⑧第 40 条 3 の文言修正、⑨第 10 章の章名で情報公開等の追加、⑩第 46 条の情報公開等の追加、⑪第 47 条に個人情報に関する規定追加、等である。